

令和2年11月 6日
資 料 提 供

総 務 課 行政情報サービスセンター 担当者： 鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存在決定に対する審査請求に係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（小堀秀行弁護士）から、石川県公安委員会に下記の答申がなされました。

答申の内容は、令和2年10月13日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第214号（諮問案件第268号）

平成29年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇のゴミ集積場において発見された〔特定容器〕に入った〔特定金額〕の現金について、提出された警察署において拾得処理された時点での拾得物等に係る文書及び写真等と遺失者調査についての内容に関する情報に係る公文書不存在決定に対する審査請求についての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第214号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第268号）

平成29年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇のゴミ集積場において発見された〔特定容器〕に入った〔特定金額〕の現金（以下、〔特定容器〕と〔特定金額〕の現金を合せて「本件拾得物件」という。）について、提出された警察署（以下、「当該警察署」という。）において拾得処理した時点での拾得物等に係る文書及び写真等と遺失者調査についての内容に関する情報

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 一部公開決定（拾得物等に係る文書）

（非公開理由）

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することによって、特定の個人が識別され得る情報に該当するため、また、実施機関においては、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名については、慣行として公にしていなかったため。

(2) 不存在決定（拾得物等に係る写真等と遺失者調査についての内容に関する情報）

（保有していない理由）

当該公文書は作成も取得もしていないため。

3 担当課（所）

警察本部会計課

4 審査請求等の経緯

- (1) R 1. 11. 14 公開請求 (4) R 2. 3. 13 諮問
- (2) R 1. 11. 25 一部公開決定・不存在決定 (5) R 2. 11. 6 答申
- (3) R 2. 2. 22 審査請求

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 （不存在）	<p>(1) 主な争点</p> <p>審査請求人は、自ら行った関係者からの聞き取りや当該警察署に問い合わせるなどした結果から、遺失者調査が行われたことは明らかであり、その調査結果が存在し、かつ、刑法の捜査資料には該当しないため、公開は可能であると主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、本件拾得物件の取扱い手続きとして、審査請求人が反論書で記載しているような行為は行っておらず、公開したもの以外は存在しないと主張した上で、「拾得物件について、当該物件が犯罪の被害品等であるかといった観点から捜査が行われることがあるが、捜査活動として反論書に記載されているような行為を行ったかどうかについては、本件処分と関係がなく、捜査に関することであるので回答を控える」としている。</p> <p>(2) 審査会の判断</p> <p>① 拾得物件が犯罪の証拠品となる可能性があること</p> <p>実施機関に対する意見聴取において、「犯罪の被害品等であるかといった観点から捜査が行われることがある」と述べていることについて、遺失物取扱要領第14の1には、「犯罪の犯人が占有していたと認められる物件」については、押収される場合があると</p>

して、犯人が占有していたと認められる物件に当たるかは、「当該物件の状態、当該物件を拾得した状況等から客観的に判断する」と規定されている。

② 捜査資料の条例の取扱い

捜査資料である場合の当該資料の条例上の取扱いについては、次のとおり規定されている。

条例第34条には、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。」と定めている。そして、刑訴法第53条の2には、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しない。」と定めている。

すなわち、「訴訟に関する書類」は、条例の規定が適用されないことになっている。

これは、個別の法令で自己完結的な閲覧・複写の制度が認められるものは、当該制度に委ねるという趣旨で情報公開法の適用除外が定められたものであり、同法との整合性を考慮し、条例においても同様の規定が設けられたものである。

③ 訴訟に関する書類の審査基準

実施機関が定めた「石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準」においては、「情報公開法の適用除外とされる『訴訟に関する書類』とは、刑訴法第47条の『訴訟に関する書類』と同一であり、一般に被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。これは、手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。」とされている。さらに、「いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑訴法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。」と解釈されている。

つまり、「訴訟に関する書類」については、条例の適用除外に当たるため、仮に当該書類につき、公開請求がなされた場合には、条例第10条の規定により「存否応答拒否」の処分が相当となるものである。

④ 本件拾得物件に係る事件性捜査の有無について

本件では、拾得金額が高額であることに加え、拾得の翌日には新聞等で大きく報道されたにも関わらず、名乗り出る者が無かった。

こうした状況等から判断して、審査請求人が主張する民生委員からの聞き取りや関係金融機関への立入り、[特定容器]から指紋の採取が行われたことが事実であるとしても、それは、遺失物取扱要領でいうところの「調査」ではなく、事件性の有無に関して「捜査」が行われたものと見るのが相当である。

そして、「捜査」であるとするれば、作成された資料は、送致・送付が無くとも、刑訴法の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第34条の規定により、条例の適用対象外となるため、反論書や意見陳述書における審査請求人の主張に対して、実施機関が認否を行わないとしてもやむを得ないものと思料される。

本件は、「捜査」であると思料される資料を除けば、本件拾得物件の取扱い手続きに関して、警察本部長に報告された文書は存在せず、遺失物取扱要領に基づく、通常の拾得物件関係事項照会についても行われていないことから、「公開したもの以外は存在しない」との実施機関の主張は、特段、不合理であるとはいえない。

(別 紙)
答申第214号

答 申 書

令和2年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和元年11月14日に次に係る公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求の内容）

平成29年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇のゴミ集積場において発見された〔特定容器〕に入った〔特定金額〕の現金（以下、〔特定容器〕と〔特定金額〕の現金を合わせて「本件拾得物件」という。）について、提出された警察署（以下「当該警察署」という。）において拾得処理した時点での拾得物等に係る文書及び写真等と遺失者調査についての内容に関する情報

2 実施機関の決定

（1）一部公開決定

実施機関は、本件公開請求のうち「拾得物等に係る文書」について、次のとおり対象文書を特定し、令和元年11月25日に条例第8条第1項の規定により部分公開を決定し、一部公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（公開を決定した文書）

拾得物件預り書、拾得物件受理票、拾得物件控書、拾得物件一覧簿

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することによって、特定の個人が識別され得る情報に該当するため。また、実施機関においては、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名については、慣行として公にしているため。

（2）不存在決定

本件公開請求のうち「拾得物等に係る写真等と遺失者調査についての内容に関する情報」については、同日付けで不存在を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり公文書を保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

当該公文書は作成も取得もしていないため。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年2月22日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、令和2年3月13日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「当該公文書は作成も取得もしていないため」を理由とした、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

(1) 審査請求書の主張要旨

遺失物法（平成18年法律第73号）には、「警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。」とある。また、石川県警察遺失物取扱要領（令和元年12月12日会甲達第22号全部改正。以下「遺失物取扱要領」という。）には、「その物件等の調査により遺失者発見に努めること」、「提出物件は、綿密に調査の上、遺失者の判明に努めること」とある。さらに、石川県警察遺失物取扱いに関する訓令（平成19年12月3日石川県警察本部訓令第13号。以下「遺失物取扱いに関する訓令」という。）には、「社会的反響が多大と認められるなどの特異な物件の提出を受けたときは、警察本部長に報告するものとする。」とある。

以上のことから、当該警察署において遺失者調査を実施し、結果として遺失者発見に至らずも、その調査過程における調査資料と警察本部長に報告のための文書が存在することが、容易に推測される。

なお、本件調査資料は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）の捜査資料等には該当しないため、公開は可能である。

(2) 反論書の主張要旨

反論書においては、審査請求人が自ら調査した内容等が具体的に詳述されている。

その概要は、審査請求人自ら、令和元年〇〇月〇〇日に本件拾得物件が発見された地区の民生委員を訪ね、当時の状況を聞き取ったところ、当該民生委員は、「当時、私

服の警察の方が来られ、調査されていた。当時、[特定人]が、いろいろなものをゴミ集積場に捨てて処分していたことを警察の方にも説明した。」とのことから、当該警察署は、遺失者調査を行い、遺失者特定の重要な情報を得ていた。

また、審査請求人は、平成29年〇月〇〇日に当該警察署に対して[特定人]が捨てた可能性が高いとして、確認を依頼したところ、その後、当該警察署の担当者から、[特定人]への聞き取り調査は実施済みであり、その調査記録を基に回答を受けた。

さらに、拾得された現金に金融機関の帯封が付いていたことから、関係者を介して、当該金融機関への当該警察署の調査の有無を確認したところ、「当該警察署の方が来られた。」との回答を得ていることから、「拾得物件関係事項照会は行っていない。」との弁明は事実と異なる。

加えて、審査請求人自ら当該金融機関から現金を取り寄せたところ、当該現金の帯封には、行員の個人印が押印されていることから、これを基に遺失者へ支払われた時期の推測も可能であるとして、金融機関の帯封は「遺失者調査に必要な個人情報」と考えられる。

3 審査請求人の意見陳述について

(1) 書面による意見陳述の主張要旨

審査請求人より、当審査会に対して、令和2年6月21日に意見陳述書が提出された。審査請求人の意見陳述書の主張要旨は、概ね次のとおりである。

令和元年〇月〇〇日に審査請求人と他1名は、当該警察署を訪ねて本件拾得物件に関する問合せを行い、後日、その報告を受けた。その担当者は、令和元年3月頃に当該警察署に着任しており、当時の状況は知り得ないため、報告は、遺失者調査資料や[特定容器]の指紋付着写真等を基に説明されたものであり、本件拾得物件に関する調査報告書等の公文書は存在する。

(2) 口頭意見陳述における主張要旨

また、意見陳述書の提出に合わせて、条例第24条に規定する口頭意見陳述の申立がなされたことから、令和2年9月2日に審査請求人の口頭意見陳述を実施した。審査請求人の口頭意見陳述の要旨は、概ね次のとおりである。

本件拾得物件は[特定人の親族]の財産であって、遺留品整理の際に出されたものであると考えている。

実施機関は、公文書を作成していない、公文書は不存在といわれるが、組織防衛的な対応に過ぎず、そのことによって、結果的に財産権が侵害されている。

なお、他の地方公共団体においては、公開請求に係る公文書が不存在である場合、必要に応じて公文書を取得・作成する取扱いがなされているところもあり、本件に関しても、不存在であれば、同様の取扱いがなされてしかるべきであるとの付帯意見が述べられた。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書における主張要旨

実施機関が弁明書において主張しているもののうち、本件処分に係る主張の要旨は、概ね次のとおりである。

遺失物取扱要領に定める「提出物件は、綿密に調査の上、遺失者の判明に努める」ことに関して、遺失物法には、「警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と遺失者への返還のための照会について規定している。

しかし、本件拾得物件は、[特定容器]と現金のみであり、遺失者の調査に必要な個人情報等を含むものがなかったため、「拾得物件関係事項照会」は行っていない。

また、拾得物の保管期間中は、いつでも現金以外の物件を確認できる状態にあるため、あえて写真撮影する必要がない。

2 実施機関への意見聴取について

反論書や意見陳述書における審査請求人の主張に対し、実施機関は、何らの弁明を行っていないことから、令和2年9月2日に条例第23条第4項の規定により実施機関に対する意見聴取を行ったところ、概ね次のとおりの陳述がなされた。

本件拾得物件の処理は、遺失物取扱いに関する訓令及び遺失物取扱要領に基づき行われた。このうち、同訓令に「社会的反響が多大と認められるなどの特異な物件の提出を受けたときは、警察本部長に報告する」と規定されていることについては、本件は、当時、大きく報道されていることから、警察本部長への報告がなされたものと思われるが、報告に係る公文書は存在しない。また、通常の「拾得物件関係事項照会」が行われていれば、照会書なりが存在するが、調べたところ確認されなかった。

つまり、本件拾得物件の取扱い手続きとして、審査請求人が反論書に記載しているような行為は行っておらず、本件公開請求に係る対象文書としては、公開したもの以外は存在しない。

なお、拾得物件について、当該物件が犯罪の被害品等であるかといった観点から捜査が行われることはあるが、実施機関が捜査活動として反論書に記載されているような行為を行ったかどうかについては、本件処分と関係がなく、捜査に関することでもあるので回答を控えさせていただく。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであ

る。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書について

本件公開請求に係る対象の公文書は、本件拾得物件のうち〔特定容器〕の写真と遺失者調査の内容に関する情報を記載した文書（以下「本件対象文書」という。）である。

3 主たる争点

審査請求人は、自ら行った関係者からの聞き取りや当該警察署に問い合わせるなどした結果から、遺失者調査が行われたことは明らかであり、その調査資料が存在し、かつ、刑法の捜査資料等に該当しないため、公開は可能であると主張している。

これに対し、実施機関は、本件拾得物件の取扱い手続きとして、審査請求人が反論書で記載しているような行為は行っておらず、公開したもの以外は存在しないと主張した上で、「拾得物件について、当該物件が犯罪の被害品等であるかといった観点から捜査が行われることはあるが、捜査活動として反論書に記載されているような行為を行ったかどうかについては、本件処分と関係がなく、捜査に関することでもあるので回答を控える」としている。

4 当審査会の判断理由

(1) 拾得物件が犯罪の証拠品となる可能性があること

実施機関に対する意見聴取において、「犯罪の被害品等であるかといった観点から捜査が行われることはある」と述べていることについて、遺失物取扱要領第14の1には、「犯罪の犯人が占有していたと認められる物件」については、押収される場合があるとして、犯人が占有していたと認められる物件に当たるかは、「当該物件の状態、当該物件を拾得した状況等から客観的に判断する」と規定されている。

(2) 捜査資料の条例の取扱い

捜査資料である場合の当該資料の条例上の取扱いについては、次のとおり規定されている。

条例第34条には、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。」と定めている。そして、刑法第53条の2には、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定は適用しない。」と定めている。

すなわち、「訴訟に関する書類」は、条例の規定が適用されないことになっている。

これは、個別の法令で自己完結的な閲覧・複写の制度が認められるものは、当該制度に委ねるといふ趣旨で情報公開法の適用除外が定められたものであり、同法との整合性を考慮し、条例においても同様の規定が設けられたものである。

(3) 訴訟に関する書類の審査基準

実施機関が定めた「石川県公安委員会及び石川県警察における石川県情報公開条例審査基準」においては、「情報公開法の適用除外とされる『訴訟に関する書類』とは、刑訴法第47条の『訴訟に関する書類』と同一であり、一般に被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。これは、手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる。また、裁判所(裁判官)の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。」とされている。さらに、「いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑訴法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。」と解釈されている。

つまり、「訴訟に関する書類」については、条例の適用除外に当たるため、仮に当該書類につき、公開請求がなされた場合には、条例第10条の規定により「存否応答拒否」の処分が相当となるものである。

(4) 本件拾得物件に係る事件性捜査の有無について

本件では、拾得金額が高額であることに加え、拾得の翌日には新聞等で大きく報道されたにも関わらず、名乗り出る者が無かった。

こうした状況等から判断して、審査請求人が主張する民生委員からの聞き取りや関係金融機関への立入り、[特定容器]から指紋の採取が行われたことが事実であるとしても、それは、遺失物取扱要領でいうところの「調査」ではなく、事件性の有無に関して「捜査」が行われたものと見るのが相当である。

そして、「捜査」であるとするれば、作成された資料は、送致・送付が無くとも、刑訴法の「訴訟に関する書類」に該当し、条例第34条の規定により、条例の適用対象外となるため、反論書や意見陳述書における審査請求人の主張に対して、実施機関が認否を行わないとしてもやむを得ないものと思料される。

本件は、「捜査」であると思料される資料を除けば、本件拾得物件の取扱い手続きに関して、警察本部長に報告された文書は存在せず、遺失物取扱要領に基づく、通常の拾得物件関係事項照会についても行われていないとのことから、「公開したもの以外は存在しない」との実施機関の主張は、特段、不合理であるとはいえない。

5 その他

当審査会は、本件公開請求に対する本件処分の妥当性について判断するものであり、

審査請求人は、これ以外に本件拾得物件の所有者等に関して、様々主張するが、当審査会の判断の対象とはならない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和2年3月13日	○ 諮問を受けた（石公委第22号）
令和2年4月21日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和2年6月4日	○ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和2年6月21日	○ 審査請求人から意見陳述書と口頭意見陳述申立書 が提出された。
令和2年7月14日 (第307回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年9月2日 (第309回審査会)	○ 審査請求人から口頭意見陳述を受けた。 ○ 実施機関への意見聴取を行った。 ○ 事案の審議を行った。
令和2年10月13日 (第310回審査会)	○ 事案の審議を行った。